



## 個人所得税の源泉徴収計算方法の更なる簡素化と改善

### 概要：

- 国家税務総局は、2020年12月4日付けで「一部の納税者に対する個人所得税の源泉徴収計算方法の更なる簡素化・改善に関する公告」を公布し、主に2種類の納税者に対する個人所得税の源泉徴収計算方法を改善した。

### 背景

雇用の安定化・確保、消費の促進をより良く支援し、新たな発展の仕組みの構築を後押しし、多くの納税者がより正確に源泉徴収税額を算出して納付し、税負担を効果的に軽減するために、国家税務総局は、2020年12月4日付けで「一部の納税者に対する個人所得税の源泉徴収計算方法の更なる簡素化・改善に関する公告」（国家税務総局公告2020年第19号、以下「19号公告」）を公布し、源泉徴収義務者が下記2種類の納税者に対して個人所得税の源泉徴収を一時的に行わないことを認めた。

1種類目：前納税年度のすべての月において同一企業から賃金給与所得の個人所得税を源泉徴収され、かつ年間の賃金給与所得額が6万人民元を超えない居住者

2種類目：累積源泉徴収に基づいて役務報酬に対して個人所得税の源泉徴収をされる居住者（保険関連営業職員及びブローカーなど）であり、前納税年度のすべての月において同一企業から報酬を取得し、かつ累積源泉徴収に従って役務報酬に係る個人所得税を申告し、かつ役務報酬累計額が6万人民元を超えない居住者

19号公告は、2021年1月1日から施行される。

### KPMGの所見

- 新たな源泉徴収計算方法を適用できる2種類の納税者は、それぞれに下記要件を満たさなければならない。

1種類目	2種類目
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 前納税年度において同一企業に勤務し、賃金給与所得の個人所得税の源泉徴収・申告を行った。</li> <li>➢ 賃金給与所得累計額（年間賞与など各種賃金給与を含み、かつ、いかなる費用及び免税所得も控除していない）が6万人民元を超えない。</li> <li>➢ 本納税年度の1月から、依然として当該企業に勤務し、賃金給与所得を取得している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 前納税年度において同一企業から報酬を取得し、かつ、累積源泉徴収に従って役務報酬にかかる個人所得税の源泉徴収・申告を行った。</li> <li>➢ 役務報酬累計額（いかなる費用及び免税所得も控除していない）が6万人民元を超えない。</li> <li>➢ 本納税年度の1月から、依然として当該企業から累積源泉徴収に基づいて個人所得税を源泉徴収された後の役務報酬を取得している。</li> </ul>

- 19号公告で明示された改善後の源泉徴収計算方法は、下記のとおりである。

源泉徴収義務者が同一納税年度の個人所得税の源泉徴収を行う際に、費用控除累計額は1月から直接年間6万人民元の基準で控除額を計算できる。即ち、納税者の所得累計額が6万人民元を超えない月は、個人所得税の源泉徴収を行わずに、所得累計額が6万人民元を超えた月及び同一年度内で後続する各月から個人所得税の源泉徴収を行う。

- 申告資料の備考欄に記載すべき内容に係わる要件は、下記のとおりである。

源泉徴収義務者は、関連規定に従って全員・全額の源泉徴収申告を行い、「個人所得税源泉徴収申告表」にある納税者の備考欄に「前年度におけるすべての月で申告を行い、かつ年度所得額が6万人民元を超えていない」ことを明記する必要がある。

## KPMGのご提案



KPMGは、企業及び個人が下記内容を検討・実施されるよう推奨する。

### 2021年1月1日以前

#### ➤ 企業（源泉徴収義務者）

- 自社の職員及び役務提供を受けている個人の2020年度の個人所得税源泉徴収申告状況を整理・レビューし、かつ、個人の2021年度の勤務・役務提供の状況と合わせて、19号公告の源泉徴収要件に該当する人員リストを確認する。
- 企業は、個人所得税の源泉徴収計算方法の更新に際し、関連業務プロセスを適時整備し、内部業務プロセスの改善を図る必要がある。

➤ **個人納税者**も自身の状況に応じて、19号公告で定められた源泉徴収要件に該当するか否かを判断し、要件に該当する場合は、その旨を源泉徴収義務者に説明し、今後の審査に備えるための関連資料を提供する。

### 2021年1月1日以降

#### ➤ 企業（源泉徴収義務者）

- 19号公告のガイドラインに基づいて、要件に該当する個人に対して一時的に個人所得税の源泉徴収を行わない。
- 関連人員の年度所得累計額を定期的に追跡して確認し、所得累計額が6万人民元を超えた月から個人所得税の源泉徴収を適時開始できるように確保する。
- 期末に翌年度の人員リストを確認する。

## お問合せ先

### 華北地域

**Li Lisa 李輝**

Partner パートナー

Email: [lisa.h.li@kpmg.com](mailto:lisa.h.li@kpmg.com)

Tel: [+86 \(10\) 8508 7638](tel:+86(10)85087638)

### 華西・華東地域

**Hirasawa Naoko 平澤 尚子**

Partner パートナー

Email: [naoko.hirasawa@kpmg.com](mailto:naoko.hirasawa@kpmg.com)

Tel: [+86 \(21\) 2212 3098](tel:+86(21)22123098)

**Xu Jie 徐 潔**

Partner パートナー

Email: [jie.xu@kpmg.com](mailto:jie.xu@kpmg.com)

Tel: [+86 \(21\) 2212 3678](tel:+86(21)22123678)

**Wang Zhewei 王 哲蔚**

Partner パートナー

Email: [zhewei.wang@kpmg.com](mailto:zhewei.wang@kpmg.com)

Tel: [+86 \(21\) 2212 2717](tel:+86(21)22122717)

**Morimoto Tadashi 森本 雅**

Partner パートナー

Email: [tadashi.morimoto@kpmg.com](mailto:tadashi.morimoto@kpmg.com)

Tel: [+86 \(21\) 2212 2322](tel:+86(21)22122322)

**Hayashida Hironori 林田 弘徳**

Partner パートナー

Email: [hironori.hayashida@kpmg.com](mailto:hironori.hayashida@kpmg.com)

Tel: [+86 \(21\) 2212 2286](tel:+86(21)22122286)

**Mokuta Masakazu 壺田 正和**

Partner パートナー

Email: [masakazu.mokuta@kpmg.com](mailto:masakazu.mokuta@kpmg.com)

Tel: [+86 \(21\) 2212 2247](tel:+86(21)22122247)

### 華南地域

**Inanaga Shigeru 稲永 繁**

Partner パートナー

Email: [shigeru.inanaga@kpmg.com](mailto:shigeru.inanaga@kpmg.com)

Tel: [+86 \(20\) 3813 8109](tel:+86(20)38138109)

**Chen Vivian 陳 蔚**

Partner パートナー

Email: [vivian.w.chen@kpmg.com](mailto:vivian.w.chen@kpmg.com)

Tel: [+86 \(755\) 2547 1198](tel:+86(755)25471198)